

## ◇ 規制の事前評価について ◇

### 【目的】

規制の事前評価を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、広く国民の理解を得る。

### 【評価の対象】

法律又は政令による規制（国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課す作用）の新設又は改廃を目的とする政策。

（注） 国税又は地方税の賦課・徴収、裁判手続等を除く。

### 【評価書の公表時期】

法律による場合は法律案の閣議決定まで、政令による場合は行政手続法に基づく意見公募手続までに公表。

## 【規制の事前評価の内容】

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

- ・ 現在の制度や政策体系はどのようになっているか、問題点の発生原因は何か、現状を維持した場合にどのような不都合が生じるか 等
- ・ 行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性 等

### 2. 費用及び便益の分析

- ・ 規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況（ベースライン）と規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況を比較
- ・ 規制によって発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙、費用を負担する主体及び便益を受けると各要素の発生過程を明示
- ・ 客観的な評価を行うため、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示し、できない場合は定性的に分かりやすく説明

### 3. 費用と便益の関係の分析

- ・ 規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか

### 4. 代替案との比較

- ・ 想定できる代替案を提示し、規制案と同様の分析を行い、比較考量

## ◇ 規制評価ワーキング・グループについて ◇

### 【規制評価ワーキング・グループにおける検討事項】

1. 規制の事前評価が義務づけられて以降、定量化又は金銭価値化による費用便益分析がほとんどなされていないことから、分析手法の改善方策その他有効な評価手法を検討。
2. 政策評価が意思決定に必ずしも活用されていないと思われることから、規制案の検討段階から政策評価が活用されるよう活用方策を検討。

(注) 平成22年度から27年7月まで、規制の事前評価の質の向上等を図るため、総務省行政評価局が評価書の点検を実施。平成27年度は、点検活動に代えて、規制評価WGでの審議を通じた評価の改善方策等を検討

### 【規制評価ワーキング・グループにおける主な意見】

#### ＜第1回＞6/5（金）開催

- ・ 規制の立案過程に評価をどう仕組んでいくかが問題。
- ・ 規制そのもののライフサイクルといった観点から検討すべき。

#### ＜第2回＞6/26（金）開催

- ・ 規制を類型化し、類型化に応じた簡便な評価方式を提示することも検討。

#### ＜第3回＞8/28（金）開催

- ・ ベースラインの示し方、費用の積算に係る統一的考え方（単価の提示）、費用便益分析の前段階である費用効果分析の方法等を各府省に示すことも検討すべき。
- ・ 当該規制の新設・改廃等に至った課題、原因、原因のコントロール方法といったロジックモデルから整理をする必要がある。
- ・ ガイドラインには、評価書の記載事項の列記だけでなく、具体的作成作業を記載すべき。

## 規制評価WG : 平成27年度の成果物のイメージ(案)

### ☆ 個別の評価書の改善方策の提示

- 個別の評価書についての改善方策を検討し、具体的な方策を提示。  
⇒ 当WGでの議論をベースに府省ごとに個別に提案するイメージ  
(※ 評価書(要旨)に吹き出しでコメントを入れるなどを想定)

### ☆ 評価手法の提示

- 個別の評価書の改善方策について、その一般化を検討し、評価手法や評価する際の基本的な考え方を取りまとめ。  
(※優良事例もあれば提示)  
⇒ 平成27年度においては、比較的細かく分類した個別分野の規制について、考え方が整理できたものをまとめるイメージ  
(段階的に一般化の範囲を広げるイメージ)  
(※ 簡素化できるものの例を示すことや、今年度検討途中のものを今後(28年度)の検討課題として示すことを想定)


各府省  
に提供

(個別評価  
書の改善  
方策は該  
当府省に個  
別に提供)

## 評価手法の提示【記載内容のイメージ】

※ 平成27年度の成果物としては、比較的細かい分類の特定分野の個別的な考え方を整理するイメージ

- 特定の種類の規制に係る分析方法の例示  
⇒ 個別評価書を基にした検討の中で一般化できる部分を抽出
- 定量化をしなくても良いと思われるものの例示  
⇒ 定量化に関する基本的な考え方も整理
- 検討段階で評価を用いる際の考え方 等



◎平成28年度においては、  
平成27年度の検討結果を踏まえ、それまで検討を行った規制の分類以外から、個別評価書を選定し、改善点等を検討。  
それらの個別事例を積み重ね、規制の分類方法と分類ごとの分析手法について、取りまとめることを目指す。

## 各課題に関する考え方の中間整理

- ①評価書様式(ガイドライン)の問題点、
  - ②検討段階等での評価の活用方法(※「評価手法の提示」とあわせて各府省に提供することも視野)、
  - ③規制レビュー等との連携
- についての考え方を整理  
⇒ 個別の評価書の改善方策の検討過程において、これらの視点を踏まえて検討を行い、随時整理する。

## 評価書対象選定に当たっての視点(案)

### ◇深掘りの対象選定の視点

【視点1】 遵守費用について改善方策（定量化等）の検討の余地があると思われるもの

- ・ 緊急時における規制の遵守費用の算定
- ・ 設置費用・設置単価の定量化
- ・ 申請手続の費用等の定量化（作業時間×作業単価）

【視点2】 便益について改善方策（定量化等）の検討の余地があると思われるもの

【視点3】 代替案の設定について工夫の余地があるもの

※ その他、ベースラインの記載方法等についても、検討を行う。

### ◇簡素化の考え方を整理するための検討対象選定の視点

【視点1】 規制緩和、かつ、費用がなし又はごく僅かだとされているもの

【視点2】 国際条約に関するもののうち意思決定要素がないもの

【視点3】 上位法令又は他の法令の定めにより意思決定要素がないもの

【視点4】 科学的知見等に基づいて使用の禁止等を行うもの